第２８号議案

品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年２月１８日

品川区長　　森　　澤　　恭　　子

品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

品川区立心身障害者福祉会館条例（昭和５２年品川区条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号アを次のように改める。

ア　障害者等に対する機能訓練その他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「支援法」という。）第７７条第１項第９号に規定する事業

第３条第１号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条第３号イ中「第５条第１８項」を「第５条第１９項」に改める。

第６条第１項中「第３条第１号ア」の次に「（障害者等に対する機能訓練に限る。）」を加える。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。